

平成26年第3回定例会会議録（第2号）

平成26年9月11日

○出席議員（25名）

1番	森		大	輔	君	2番	三	重	忠	昭	君
3番	手	束	貴	裕	君	4番	野	上	泰	生	君
5番	森	山	義	治	君	6番	穴	井	宏	二	君
7番	加	藤	信	康	君	8番	荒	金	卓	雄	君
9番	松	川	章	三	君	10番	市	原	隆	生	君
11番	国	実	久	夫	君	12番	猿	渡	久	子	君
13番	吉	富	英	三郎	君	14番	黒	木	愛	一郎	君
15番	平	野	文	活	君	16番	松	川	峰	生	君
17番	野	口	哲	男	君	18番	堀	本	博	行	君
19番	山	本	一	成	君	20番	永	井		正	君
21番	三ヶ	尻	正	友	君	22番	江	藤	勝	彦	君
23番	河	野	数	則	君	24番	泉		武	弘	君
25番	首	藤		正	君						

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市	長	浜 田	博 君	副 市 長	中 尾	薫 君
教 育 長	寺 岡 悌 二 君	水道企業管理者	永 井 正 之 君			
総 務 部 長	伊 藤 慶 典 君	企 画 部 長	釜 堀 秀 樹 君			
建 設 部 長	岩 田 弘 君	ONSENツーリズム部長	大 野 光 章 君			
生活環境部長	浜 口 善 友 君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	湊 博 秋 君			
消 防 長	笠 置 高 明 君	教 育 次 長	豊 永 健 司 君			
政策推進課長	稲 尾 隆 君	商 工 課 長	挾 間 章 君			
児童家庭課長	江 上 克 美 君	高齡者福祉課長	中 西 康 太 君			
公園緑地課長	植 山 一 生 君	スポーツ健康課長	溝 部 敏 郎 君			
水道局管理課長	三 枝 清 秀 君	水道局営業課長	速 水 孝 君			

水道局工務課長 帆 足 淳 君

○議会事務局出席者

局 長	檜 垣 伸 晶	参事兼庶務係長	宮 森 久 住
次長兼議事係長	浜 崎 憲 幸	次長兼調査係長	河 野 伸 久
主 幹	吉 田 悠 子	主 査	溝 部 進 一
主 査	波多野 博	主 任	甲 斐 健太郎
主 事	穴 井 寛 子	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第2号）

平成26年9月11日（木曜日）午前10時開議

第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○ 19 番（山本一成君） 自民党議員団を代表いたしまして、議案質疑をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算の中で実相寺中央公園整備に要する経費の中に防球ネット設置負担金 1,000 万円、これについて説明をお願いします。

○建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

今回、補正予算として実相寺中央公園に要する経費 2,204 万 3,000 円のうち、負担金として防球ネット設置費負担金 1,000 万円を計上いたしております。これは、パークゴルフ場に隣接するゴルフ練習場が設置する防球ネットに対する負担金 1,000 万円でございます。

○ 19 番（山本一成君） 隣のゴルフ練習場からボールが飛んでくる、この負担金ということですね。これは負担金で出ていますね。負担金になぜなったか、どういう名目で負担金が出るのか、説明をしてください。

○副市長（中尾 薫君） お答えさせていただきます。

この防球ネットの部分につきましては、後でも数名の議員から質疑が出るようになりますので、若干時間をいただいて説明させていただきます。

防球ネットの設置費負担金ということで、補助金ではなく負担金ということで予算措置、予算案を出させていただいています。

補助金と負担金の違いでございますが、補助金は、一般的に公益上有益であるとするものに対して支出するものでございますが、これは義務ではございません。市の一方的な裁量によってなされるものでございます。負担金でございますが、負担金は、例えば契約等に基づいて負担するものであって、その負担は契約等に基づいて義務となります。

今回の負担金の計上については、先ほど部長から答弁がございましたように、隣接するゴルフ練習場と安全に対する協定書、契約にかわるものですが、結びまして支出しようとするものでございます。

その協定書の中身でございますが、基本的には早期の設置をするということです。協定書を結ぶということは、市も当然義務が生じますが、相手方も当然その責務を負うわけでございます。その内容でございますが、先ほども言いましたように、早期に設置するということで、その早期の設置は、今から特殊な鋼管の発注、土木工事、建設工事等々の部分も兼ね合いまして、本年度中にパークゴルフ場がオープンできるような形で設置を行うということが第 1 点。

第 2 点目は、その工事の情報、例えば飛球のシミュレーションであるとか、そういうふうなものについての情報をいただくということ。

それから 3 点目は、その他、防球ネットにかかわらずパークゴルフ場の安全対策等に問題が生じた場合、相隣関係になりますので、誠実に協議をしていくという主体の協定書を結ぶように考えており、その大筋の合意はいただいております。

その部分についての市の負担部分、総事業費 1 億円という、ネットだけでございますが、ネット 1 億円の部分の 1,000 万円ということで予算措置をし、お願いしているところでございます。

○ 19 番（山本一成君） 負担金については、わかりました。この 1,000 万円になった根拠を教えてください。

○副市長（中尾 薫君） お答えさせていただきます。

御承知のとおりこのパークゴルフ場は、市民の健康増進それから観光振興の助成等を目的にして設置工事に入ったものでございます。本来でありますと、このパークゴルフ場は平成 25 年度末に本体工事は終わっております。本来であれば公園というものは、工事終了後速やかに供用開始するというのが旨でございますが、諸般の事情、特にこの隣接するゴルフ練習場からのボールの飛来を予防することができなければ、このパークゴルフ場のオープンはできません。

そういう中で、どういうふうにすればオープンするかということについて、先方とも誠実にいろいろ協議をさせていただきました。そういう中で、もしこのオープンをするために一定程度の防御策——ネットの設置ということになるのですが——なかなか協議がまとまらないときに、例えばもう一方で強制力を持ってしていただくとすると、通常であれば調停訴訟というふうなことも考えられます。そういうふうなことを考えたときに、そういう意見について構造の専門家である 2 人の人の意見、それから他市の事例等を参考にしますと、もしそういうふうなことになるれば 2 年程度はかかるだろうというふうなことが想定されます。そうしますと、2 年程度となりますと、オープンが 2 年おくれるということは、当然設置目的の健康増進、観光振興助成という部分についても大きな影響を与えますし、市政全般にも大きな影響を与えます。また、直接的にはパークゴルフ場の営業収入が年間 800 万円というふうに想定されます、800 万円。間接の経済効果は 3,200 万円ぐらいというふうに想定しておりますが、その直接の部分を考えても 800 万円で、2 年で 1,000 万円以上の直接収入が減るだろうというふうなことです。

また、協議の中で向こう側につきましては、相手方につきましては、その工事をするために、単純に言えば今の状況の中では土木工事、進入路確保のための工事等が、設置工事とは別にかかるということ。それが、当然その部分については休業をせざるを得ないというふうなことでございまして、そこら辺からも向こう側の主張が 1,000 万円程度というふうなことでございました。そこら辺も総体的に考えて、工事費の 1 億円のうちの 1,000 万円程度は妥当だというふうに判断して、提案させていただいております。

○ 19 番（山本一成君） ありがとうございます。できるだけ答弁は短くお願いしたい。

1,000 万円という考え方は、わかりました。工事は全面的に向こうがやる、相手側がやるということですね。それでいいですね。はい。

ちょっとよく考えてください。1 億円ですよ、相手方が出すほうが。大変失礼けれども、ああいうゴルフ場の規模で 1 億円の負担といったら、普通の企業は倒産ですよ。普通はしてくれません。やっぱりよくやってくれたなと私は感謝をしているのですが、それで別府が補助金を出さぬでいい、別府市が救われたのかなというふうに、こういうふうに思っていますから、やっぱり市長以下、やっぱり相手方にもうちょっと感謝の意を伝えるべきだと思いますよ。普通なら倒産を乗り越えて、たまたま相手が資金力があつた。それだけではなくて、相手の社長の度量の大きさにしていただいたということですから、これはやっぱり肝に銘じておいてください。

その交渉について、ちょっと二、三聞いておきます。このボールが出るのがわかった時点はいつですか。

○公園緑地課長（植山一生君） お答えいたします。

ボールが入ってくるのがわかりましたのは、平成 23 年 12 月にパークゴルフ場整備に伴う測量業務を開始したときでございます。

○ 19 番（山本一成君） 平成 23 年。今何年ですか、平成 26 年。約 3 年間何をやっていたんですか。3 年間どういう交渉をやったのですか。どういう交渉の経緯があつたのか。そして、その交渉の経緯は内部で協議されたのかされないのか。それを教えてください。

○公園緑地課長（植山一生君） お答えいたします。

平成 23 年 12 月に初めて気がつきまして、平成 24 年 1 月に相手方と現地で立ち会いをして、安全対策について協議を始めて、平成 26 年 8 月までに 26 回行っております。そのときの交渉の双方の主張といたしましては、ゴルフ練習場の全額負担による防球ネットの改修、相手側は建設費の一部負担ということで平行線をたどっております。

- 19 番（山本一成君） もう時間がないから言わないけれども、役所の交渉の仕方は民間と違うよ、一方的よ。一方通行の交渉は、そんなのは交渉ではない、協議でもない。自分たちの主張を全面的に向こうに言って、やってくれ、やってくれと言うだけです。協議というのは、相手の立場になりながら、別府市の立場になりながら接点を見出していく。今回はこういう結果が出たからいいようなものの、これからあることです、これにかかわらず。いろいろやっぱり民間とのトラブル、民間との協議、今からあることです。だから、今回は教訓にやっぱり市は交渉体制、協議体制、やっぱりもうちょっと見直すべきだと思います。

それからもう 1 点。これは聞いた話なのですが、ゴルフ場はそれで解決がつくのかなとちょっと安堵していますが、野球場からボールが出るという話も聞いているのですが、そこはどうか。

- 副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

ゴルフ練習場とは別に、野球の練習場にも隣接をしております、その野球場のほうからもボールが飛来しております。その数等については全然少ないのでございますが、その部分についても今誠実に協議をさせていただいております。また、その協議の行方を見守りながらオープンに支障のないようにしていきます。

- 19 番（山本一成君） では、それも含めて安全対策を万全にやってください。

次に、管理運営費が上がっています。これはどこかな、スポーツ健康課か。管理運営費 1,173 万 1,000 円、これについて説明をお願いします。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

歳出について御説明いたします。来年の 1 月から 3 月までの 3 カ月、4 人分の人件費及び視察研修旅費、管理運営のための消耗品費、医薬材料費及び燃料費、チラシ・パンフレット等の印刷製本費、管理棟ほかの施設用備品として計 1,173 万 1,000 円でございます。

- 19 番（山本一成君） はい、わかりました。これは、管理運営はどういう管理方式にするつもりですか。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

少なくとも 2 年間市が直営で管理運営し、その後は指定管理に移行する方向で考えております。

- 19 番（山本一成君） 今、直営でやる、2 年間。この間のランニングコスト、はっきり言ったらどのくらいの赤字を見込んでいるのか。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） 来年度以降、収入が約 830 万円、支出が 3,300 円、単年度で約 2,500 万円の赤字でございます。（「3,300 万円」と呼ぶ者あり）失礼いたしました、3,300 万円、単年度で約 2,500 万円の赤字でございます。

- 19 番（山本一成君） 単年度で 2,500 万円、2 年間直営で 5,000 万円、莫大な金だね。今は試算だから、2 年後は管理委託に出すということだね。そのときに 2 年間で直営のときにいろいろな欠点、無駄、徹底的に洗い出して、管理委託するときにその削減幅を大幅に減らす努力をせぬと悪い。簡単にあなたたちは 2,500 万円と言うけれども、莫大な金よ、この 2,500 万円というのは。

それともう 1 点は、もう時間がないからあれだけれども、これだけの税金を投入するのだから、それに見合うだけのこのパークゴルフ場が価値を持たぬと悪い。そういう点はこういうふうに考えているのか。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

先ほどからも副市長の答弁があります。教育委員会といたしましては、このパークゴルフ場につきましては、地域の住民の健康増進を図ることを目的としております。また、子どもから高齢者までの3世代が交流して心の健康維持も図られるものではないかと思っております。また、パークゴルフを通じて新たにできるコミュニティーを形成することで地域を活性化し、スポーツ観光の推進、あるいは経済波及効果にもつながればと考えております。このような考えの中で、先ほど御指摘がありましたそのマイナスにつきましても、解消するために関係課との協力をいただきながら広報等を頑張っていきたいと思っております。

○19番（山本一成君） 今、次長が言ったように、やっぱりこれはパークゴルフ場として、正式の公式行事ができる認可をいただくのが大事だと思います。それからやっぱり観光面それから福祉面、各課と、スポーツ健康課か、連携をとって、いかに効率よく、いかにパークゴルフ場の価値を上げるか、市民のみんなから親しまれるか、市外のみんなから来ていただけるか、それによって経済効果がどれだけ出るか。これをやっぱり最大限の努力をするのが、今からあなたたちの努めだというふうに思いますので、頑張ってください。

時間の関係で次に行きます。

基金条例が出ております。基金積立金の追加額ということで、別府市の公共施設再編整備基金3億7,000万円出ております。これはおことわりしますが、私は担当委員会ですが、議員団を代表ということで議長の許可を得て質問をさせていただきます。この予算の内容を教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

公共施設が、一斉に改修それから更新時期を迎えます。これに対して財源的なものを確保しなければならないという中で、今回新たな基金として公共施設再編整備基金を補正予算として計上させていただきました。この基金が対象とする施設は、庁舎それから福祉施設、温泉施設などの一般建築物から市営住宅などの特定建築物、そして学校、公民館などの教育施設、そして道路、橋梁などのインフラなど、市が所有する全ての公共施設を対象としているものであります。

○19番（山本一成君） 全ての施設、それが3億7,000万円。できるわけない。この3億7,000万円は毎年ですか、それとも期限を切ってどのくらいという目途があるのですか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

今回の補正予算で3億7,000万円の積み立てを計上しております。当面の目標としては、中長期的な保全計画、これを策定する平成27年度までに10億円を積み立てることを考えております。そして財産活用課の公共施設マネジメント室が、別府市公共施設マネジメント計画を策定した段階で、全体の改修費の見込みが明らかになりますので、その時点で改めて中長期的な財政収支を見通した上で、改めて積み立て目標額を設定させていただきたいと考えております。

○19番（山本一成君） 今の答弁を要約すると、とりあえず積み立てをする。今、議会でも何回も言われておるわね、公共施設が悪いよと。もう随分、今、課長が言ったようにあちこち悪い。では、具体的にどこということ、今のところ決まってない。例えば具体的にどれだけ進捗しているという場所があるのですか、ないのですか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

現在、施設白書ができております。その中で対象としている施設は91施設という形になっております。その中に具体的に計画が個別に出ているものとして、例えば中央公民館とかがあります。また、学校施設でいえば統廃合に絡んで西小学校と青山小学校の統合校の建設、それから市営住宅におきましては、公営住宅のストック計画において計画を策定

しております。また、橋梁につきましても、長寿命化の計画ができておりますが、全ての施設についてそういった計画が立っているかといえば、まだ現状としてはそこまでいい状況であります。

- 19番（山本一成君） 確かに中央公民館は今やっている。それから西小学校と青山小学校の統合校も今度は入札がこの議会に出ていますわね。やっぱり美術館、図書館、いろいろあるのですね。やっぱり内部で積み立てをするということはいいいと思うのですよ、第一歩ですからね。でも、やっぱり内部でもうちょっと検討して、具体策を検討して優先順位をつけるべきです。優先順位をつけながら、漠然と今九十何カ所を、何百億円ですよ。ではなくて、優先順位をつけて、この部分には何億円というふうにやって、もうちょっと将来を見通して、本当に実現ができるような計画を練っていただきたい、このように要望をいたしておきます。

最後になりますが、水道事業関連の質問をさせていただきます。

今度の議第56号、議第57号で水道局の予算が出ていますが、この補正予算の内容、給水条例の一部改正について説明をお願いします。

- 水道企業管理者（永井正之君） お答えをいたします。

答弁は短くということなのですが、少し丁寧に御説明をさせていただきますので、長くなることをちょっとお許してください。

まず、議第71号でございます。これはこれまで給水用途、普通、温泉、船舶、臨時、公共、5つの区分に分かれてございますが、これに新たに地熱発電給水を新設、そして温泉給水を市営温泉給水と区営地区温泉給水に分割をして、地熱発電給水は1立方メートル当たり152円、市営温泉給水は従来の料金体系を維持し、区営地区温泉給水については100立方メートルまでの基本料を半額の3,348円として、100立方メートルを超える超過分については一律156円とし、平成27年1月から適用させていただくという御提案でございます。

また、議第56号につきましては、この議第71号により平成27年1月から新たな給水用途となることから、平成27年1月から3月分までの収入について、収益的収支の区分を変更するものでございます。具体的には水道事業補正予算（第1号）の11ページをごらんいただくとわかりやすいのですが、補正予算明細書がそこがございます。来年1月から給水の用途が変更となりますので、節の区分の2の温泉給水料を1月から3月分の収入1,262万5,000円を減額し、新たに区分6の市営温泉給水料858万2,000円、区分7の区営地区温泉給水205万円を計上し、これを差し引きしますと、199万3,000円の減額となります。これが区営地区温泉の1月から3月分までの減額幅となります。そして、区分8の地熱発電給水料340万円を計上し、その減額分とトータル、差し引きで140万7,000円の増収となる補正予算でございます。

また、あわせまして、同2ページに記載をさせていただいております第3条で、朝見浄水場の運転管理業務委託の債務負担行為を計上しております。これは、水道局の健全化の取り組みの1つとして水の安心・安全を担保しながら運転管理業務を民間委託、民間事業者へ平成27年4月から委託しようとするものでございます。

- 19番（山本一成君） 今長い説明をいただきましたので、ちょっとポイントを押さえたいと思います。

地熱発電給水、地熱バイナリー発電に必要な冷却水を、地下水でなくて水道水を利用させようということですが、もう既に当然今回の議会を通してからの、予算が通ってからの話だと思いますが、水道局の見通しとして何件ぐらいの契約がとれそうなのか、見通しがあれば教えてください。

- 水道企業管理者（永井正之君） お答えをいたします。

可決いただきましたら、局として本格的な営業活動に入ります。今年度中に5件程度の

契約ができればいいかなということを目指して取りかかるようにしております。

- 19番（山本一成君） 5件程度。そして、その収益はどのくらいで見ているのか。そして、それを市有区営に還元するということですが、その純益と還元について数字がわかれば教えてください。

- 水道企業管理者（永井正之君） お答えをいたします。

まず、収益でございます。5件で年間1,360万円ほどを予定させていただいてございます。これはとればとれるほどふえていきますので、しっかりと営業をさせていただきたいなというふうに思っております。

また、その財源を、長年懸案事項でございました共同温泉の水道料の使用料の減額に回します。これは年額で見ると587万円程度の減額になるのかなと今計算をいたしてございます。対象者というのは、現時点で81の施設がございます。今の減額幅でいくと平均で36.2%となります。しかし、この81件のうち約8割の65の施設の皆さんは基本料金内なのです。そうすると基本料金は半額にしますので、今の共同温泉の約8割の施設の水道料金は半額になる予定でございます。

- 19番（山本一成君） これはやっぱり民間、今、区営温泉が非常に経営難に陥っている。そういった中で、私は議員になって24年近くになりますが、水道局が別府市民のためにいいことをしたのは初めてではないかな（笑声）、ぐらいいに今回は私はいい施策だと思います。水道企業管理者は先頭に立って、これはどんどん進めていっていただきたいというふうに思います。

それともう1点。朝見浄水場を民間委託という補正予算が出ています。私は今流れからして、行政、民間委託、これは流れです、一種の。ただ心配なのは、何せ命の源の水であります。やっぱり民間委託も結構ですが、この大事な部分を、水の安全性を必ず担保して、水道局が責任持って安全性を担保してやっていただきたいと思います。どうですか。

- 水道企業管理者（永井正之君） お答えをいたします。

まず、バイナリー発電の今回の取り組み、議員の皆さんには本当に御支援をいただきまして、ありがとうございます。

また、この場をお借りして、報道機関の皆さんに本当に好意的に記事を書いていただきました。改めましてお礼を申し上げたいと思います。

朝見浄水場なのですけれども、安全の担保につきましては、ここ1年間協議を重ねて重ねてまいりました。十分な安全対策をとろうということで、受託業者が問題なく業務を遂行できるように適切な引き継ぎ期間を設ける、それから受託業者に対する指導監督のために、委託後も専門職員を配置する。そして、安心・安全な水の供給に対して、これは今まで直営でやっていたのですけれども、官民連携でしっかりと取り組んでいく。そういう体制を整えてまいりたいなというふうに思っております。

- 19番（山本一成君） わかりました。水道局が全庁でやっぱり安全面を確保していただきたい、このように強く要望します。

今回、水道局は非常に前向きな姿勢が感じられて、やっぱりこういうことをずっと続けるように要望いたしまして、質問を終わります。

- 10番（市原隆生君） 議第50号緊急雇用創出に要する経費ということでお尋ねをしたいと思います。

まず、この事業の説明についてお願いします。

- 商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

地域人づくり事業といたしまして、中小企業等の創意工夫によりまして、非正規職員の正社員化や賃金の上昇などの処遇改善に取り組む企業を支援する事業でございます。

事業形態は、在職者の定着を促進させる取り組みを行い、離職率の低下を目指す定着支

援型や資格取得支援などで、非正規雇用労働者を正社員化に向けた正規雇用型、そして無期雇用型、販路拡大等で賃金引き上げの原資をつくるための取り組みを行う賃金引き上げ型等の形態がございます。

対象経費には、講師等の謝金や研修費用、展示会への出展費用などが上げられますが、委託事業費を直接社員の賃金に補填することはできません。

取り組みを行う事業所は、賃上げや正規雇用化の具体的な目標を定めた処遇改善計画を策定していただきまして、これに基づき処遇改善を行い、事業の期間といたしましては、平成 27 年度末の 1 年以内の事業でございます。

○ 10 番（市原隆生君） そこで、この事業につきまして、入社する前の人の研修、この点については対象になっているのかどうか。いかがですか。

○ 商工課長（挾間 章君） この事業につきましては、在職者の処遇改善を支援する事業でございますので、雇い入れてからの技能や生産性の向上をさせる人材育成の研修等は、事業の対象となっておりますが、雇い入れる前の人材育成の研修等は、この経費の対象とはなっていません。

○ 10 番（市原隆生君） この関連をしたことにつきまして、私は一般質問で今回質問をさせていただき予定にしておりますけれども、今、アベノミクスの成功でといいますか、景気がよくなっているということで、この地方にもそういったよくなった景気の波が徐々に押し寄せてきているようでありまして、私もある事業主の方とお話をさせていただいたときに、業績が少しずつ上向いてきたので、新しい人材も、雇用をふやしたいというようなことも言われておりました。募集をかけて、それなりの応募があるわけでありまして、そこに応募してこられる方の中で、当然その会社に入りましたら、ここに言われているようなスキルアップをして専門的な知識を積み重ねて、その会社において大きな成果を上げられるような人材育成ということがなされていかれるのでありましようけれども、その雇い入れる前の段階で、明らかに社会人として、まずちょっと通用しないのではないかという方が余りにも多いのではないかというような声をいただきました。例えば、数名の方をまとめて面接、そういう就職の説明等を行うに際して、いついつ、何月何日の何時に来てください、ここで合同の説明会を行いますといった案内をしたときに、平気で遅れてくるとか、全く連絡なしで来られない。新卒の場合は第 1 希望の会社内に定が決まると、そういったケースもあるのではというようなことは言われていましたけれども、中途採用でそういった採用を計画しているときに、まず社会に出てというか、その会社に限らず、どこに行ってもこういう人というのは通用しないのではないかという方が、余りにも多く見受けられるというようなことを言っていただきました。

これは一般質問でも、こういった人のことについて何とか解消できないかということで質問をさせていただき予定にしておりますけれども、こういう会社に入る前、そういう専門的な知識を身につける前に、まず社会人としてこういうことはせめて最低限心得ていないと、なかなか社会の中でやっていけない。今、ニートと言われる方が問題になって久しいわけでありまして、こういった方に対する雇用の促進が、この地方でも行っていくようにですね。

その事業主の方がおっしゃるには、こういう今地方で人材が必要とされている中で U ターン、I ターンの促進をぜひお願いしたいというようなことも言われておりました。これは都会におられる方が地方にまた帰ってくるということも必要ではありましようけれども、やはり今いる人で就職されていないという方、就職を望むけれどもできないという方で、どういったところが欠けているのかということがまだ理解されていない方も、そういう声を聞く中で相当数おられるというふうに私は感じておりますので、そういった方に対する支援も今後考えていただけたらというふうに思っております。

これは要望でありますので、この議案質疑から答弁としては外れるかと思っておりますので、要望としてお聞きしていただけたらいいかと思っておりますので、今後こういった方向での取り組みというのもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次の議第 50 号実相寺中央公園整備に要する経費ということでお尋ねをしたいと思ひます。

これは、今、山本議員さんのほうからる御指摘がありましたけれども、私がこの件に関しまして非常に疑問に思っているところなのですけれども、このゴルフ場の外に、この別府市の持っている敷地の中にボールが入ってきているということがわかったのが、平成 23 年 12 月ということであって、山本議員のほうからも、この 3 年間どんな交渉をしてきたのだというようなお叱りの声もありましたけれども、ゴルフの打ちっ放しの練習場ということでもありますけれども、その防球ネットを越えてよその土地に、このゴルフのボールというのは、本当に石と同じぐらいの硬さがあるのではないかというふうに思ひます。私はゴルフをしないので、その辺暗い部分もありますけれども、時々ゴルフのコースの中でよそのグループの打ったボールが当たって大けがをされたとかいう話も耳に挟んだりもするわけでもありますけれども、要するにゴルフのボールを打ってネットを越えて出るというのは、石を投げて、よその土地に石を投げているのと同じような行為になるのではないかというふうに感じるわけでもあります。

単純にそういった、打ったボールがネットを越えてよその土地に入ってしまうというような状況の中で、そういう営業が認められるのかどうかというふうに単純に思ひわけですが、その点はいかがですか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

現在、防球ネット——野球場等も含めて——について 15 メートルを越える部分については、建築のときに確認申請が要りますが、ボール飛来による危険性等を直接的に取り締まる、規制する法令はございません。

越えていったときにはどうなるかというふうな御質問もございましたが、その部分については工作物設置責任、いわゆるその工作物の設置をなされている方は当然おるわけですが、そこを越えて行って、そこに瑕疵があるかどうか。いわゆる過失故意ですね、そういう部分についての争点、そこが争点になるというふうに考えています。

○10 番（市原隆生君） 特にそういう規制する法律はないということなのですけれども、またもう 1 点、そういったゴルフのボールが、市の所有している土地に結局いっぱい入り込んでいたということでもありますけれども、これが平成 23 年 12 月に測量したときにわかったということでありました。別府市民の目線というのか、立場から言いますと、そういう市有の土地に関してそういったゴルフのボールがどんどん入ってきているというような中で、市民の財産でありますよね、市の土地ということでもありますから。それをきちっと管理という点につきまして、どうなのだというふうな意見をお聞きしたのですけれども、その点についてはいかがですか。管理をきちっとしていただいているのかどうかというような、行政に対する不信の思いというのもそういったところから出るかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○公園緑地課長（植山一生君） お答えいたします。

当該地は、実相寺中央公園の計画地として別府市が従前から所有しておりました。工事着手前は山林で、供用開始もしておりませんでしたので、ボールが入っていることには気づいておりませんでした。公有地の管理といたしましては、適切ではなかったと考えております。

○10 番（市原隆生君） これは、さきの質疑の中でも言われておりましたけれども、こういった今回パークゴルフ場が建設できて、いよいよ営業開始を目前にしてこういう障がい

あって、すぐにできないということの中で、今までの他市の例といいますか、争ってきた例の中で、やはり行政としてもこういった状況の中では負担もやむなしということも今まであったということもお聞きしました。その中で今回、全部の事業費の中の1割負担で済んだというのは、やはり相手方の理解というのもあったのではないかとということも先ほど言われておりましたけれども、その点もあるかと思います。ぜひこういったことも乗り越えて、いち早く営業開始というふうにこぎつけていただきたいと思いますけれども、また、その前の市有財産の管理につきまして、やはり今までもいかななものかというようなことが言われており、市有財産の管理といいますか、その事業の進め方ですね。例えば今回、また防球ネットの建設が予定されております市民球場のこともありますけれども、やはりいいものをつくったつもりであっても、いろいろなところに瑕疵が見つかって、なかなか思ったような運営ができていけないというような点が多々見受けられるように感じられてなりません。今回もそういう1つの例だというふうに私は感じておりますし、こういったことが今後言われないように、市民の税金がこういったところで無駄遣いにならないように極力、極力といいますか、ぜひ、絶対に気をつけていただきたいと思いますというふうに思っております。その点はいかがでしょうか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

市原議員さんがおっしゃったことは、私も重々反省し、今後、肝に銘じて全庁的にそういうことがないようにしっかりやっていきたいと思います。

○10番（市原隆生君） この点は本当に強く要望して、このパークゴルフ場にかかわらず、また今度の市民球場の防球ネットにかかわらず、事業は終わったけれども、後でいろんな瑕疵が見つかってうまく運営ができない、こういうことが今後ともないように、ぜひとも気をつけていただきたいと思いますということを強く要望して、質問を終わります。

○7番（加藤信康君） 予定外に早く終わったので……。それでは、順番に従いまして、まず緊急雇用創出に要する経費です。

事業内容の説明は、わかりました。事業の中身ですけれども、今回は公募ということで、直接受託事業者を募集するということですが、この説明を見ますと、コンサルとか商工団体でも可能というふうになっていますけれども、この受託事業者はどういう事業所を想定されているのかをお聞かせください。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

中小企業事業所それとNPO法人、社会福祉法人等、職種に制限はございませんが、従業員を雇用している事業所を対象としております。

○7番（加藤信康君） 僕は、例えば商工会議所に全部お願いしますよというようなことも想定しておったのだけれども、そういうことではないということですね。直接商工課が行うということで、わかりました。

公募をされた業者を適当かどうか審査する。どなたがされるのか、そして、どういう方法によるのか教えてください。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

公募して企画提案の審査を行います。ONSENツーリズム部長を委員長といたしまして、商工会議所、中小企業相談所所長、別府公共職業安定所所長、商工課長で組織いたしまして、処遇改善計画の内容が、積算根拠が明確で適正であるか、また労務管理や経理を適正に行う体制が整っているか等の審査を行いたいと思っています。

○7番（加藤信康君） いろんな業種があって、いろんないわば事業の進め方が、種類があるわけですから、かなり企業の経営に熟知した方が必要ではないかなという思いで、そういう方々も入っておられるというのであれば結構です。

ただ、見ますと、説明が事業形態があり、取り組み事例がありとあって、極めて複雑で

わかりにくいなという気がするのですけれども、何かパターンを最初に決めておく必要があるのではないかなと思うのですけれども、これはどういうふうにお考えなのですか。この事業、事例が多いのですけれども、大丈夫ですか。

○商工課長（挾間 章君） この事業には3つの事業形態がございますが、公募につきましては、ホームページや市報等で周知を図ろうと考えております。公募の際には、事前の問い合わせがあらうかと思いますので、事業計画の内容に沿った事例について十分説明をしていきたいと考えております。

○7番（加藤信康君） 国が県におろした事業、それから市のほうに委託された事業ということで、地方再生、すなわち地方の景気をできるだけ早くよくしていこうという事業の1つだと思います。また真新しいというか、新しい事業ですわね。そういう意味ではどういう、やり方というのはいろいろあるなというふうに思います。商工課の仕事は、本当ふえてくるだろうというふうに思いますけれども、これを機会にどういう事業、そういう事業者がどういうところに悩みを持っているかとか、その結果も含めてしっかりと把握しておっていただきたいと思います。

最後、これ、今年度と半年、そして来年度、1年半ぐらいの事業なのですけれども、これ、事業を始めて、最後、その結果をどういうふうに判断するかということなのですから、最後を見てみますと、事業実施結果の利益を処遇改善に充てることになります。その利益が出た、どういうのを、一体誰がどういうふうにチェックをしていくのか、それをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○商工課長（挾間 章君） 結果の査定ですが、委託元である市のほうが、事業成果報告を受けますが、処遇改善の効果が確認できる書類、決算等で給与等が上がったというような確認ができるような部分の書類とかを提出してもらうことにならうかと思いますが、改善の内容によりましては、期間終了後直ちに成果が上がらないということも考えられますので、その場合は5年間を上限といたしまして確認をすることとなりますので、市からの依頼等で報告を上げてもらうということになるかと思えます。

○7番（加藤信康君） 初めての事業で、その事業結果については利益が上がったかどうか、決算書なり基本になる報告書はあるのでしょうかけれども、それに基づいて評価をしたい。では、利益が上がらなかった場合はどうするのかという、そういうところまで考えてしまいます。確かに景気をよくするために、こういう新しい事業が出てきている。もともとは国の事業で、地方にお願いしますよということで、各地方はそれに応じていろんな作業をしながらそういう判断もしていかなければならない。大変仕事がふえるわけですがけれども、見たら、やることはできるのですよ、メンターを配置だとか研修したりだとか、資格をとったり、ある程度形が出る分はいいのですけれども、それはしましたけれども、最終的に、次の年に倒産しましたでは、話にならないのです。単なる事業費を配っただけで終わる。ばらまきで終わらないためにも、この事業にかかる段階でチェック体制等はしっかりと相手に伝えること。それをしないと、それで5年間ですね、事業は1年半で終わるのに、その後5年間見ますよ、そこもしっかりと伝えながらやっぱり効果を期待していかないと、単に配っただけで終わる。そういうふうに感じますので、商工課の仕事が大変ふえるだろうと思いますけれども、しっかりと監視なり指導をお願いして、次に行きます。

実相寺中央公園です。もうほぼ質問は出ましたけれども、今回、副市長がこれの解決に当たったというふうにお聞きしております。すなわち僕は、市長の指示により政治的な判断を行ったというふうに思っているのですけれども、そういう判断でいいのですかね、副市長は。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

これが政治判断と言えるのか、私は行政判断、行政の裁量の余地を含んだ判断だという

ふうに思っておりますが、私にこの方向は、市長から、当然相談し、協議し、最終的にオーケーをもらってこういうふうに提案させていただいたということでございます。

- 7番（加藤信康君） 私も、どちらでもいいですけども（笑声）ただ、政治判断というのであれば、既にもうこういう問題が起きた時点で市長の指示があるはずなのです。それで、事務方にしっかり解決しなさいよ、そういう中で市長が出て行く分があればここで解決しましょうと。時間がかかり過ぎた。しかし、中尾副市長が就任してそんなにたたないうちに解決できた。では、何が悪かったのかということをやっぱり反省してください。市長の指示が悪かったのか、それとも配置、人、担当が悪かったのか、判断が悪かったのか。それを各担当職員、かかわった人はしっかりと反省をし、今からやはりこういう民間企業との共同事業というのはふえていくと思います。だから共同事業がふえるということは、そういう交渉事、やりとりがふえていくのです。そういう能力を、やっぱり高めていただきたい。そのためにも、ぜひ反省すべきところは反省していただきたいと思います。

次に行きます。運営管理です。

ごめんなさい、運営管理の前に、ポスター、リーフレットをつくるということなのですが、これは教育委員会がその後を所管するのですね。こういうスポーツ施設というのは、大体時の市長が公約で掲げてつくったりとか、政治的な判断でつくったりすることがものすごく多いのですけれども、最終的には教育委員会がその運営を任されてしまうのですね。それで、今回教育委員会がポスター、リーフレットを印刷する。それで広報活動についてやっていくということですが、基本的にどこを対象にリーフレット・パンフレットを配っていくのか教えてください。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

広報活動については、ポスター、リーフレット、チラシを作成予定です。これを10月までに完成させ、11月よりまず市内の老人会や自治会、学校などの各種団体機関やホテル・旅館、公民館等の集客性のある施設、そしてタクシー、バス、JRなど多くの方が利用する公共交通機関に配布し広報活動をしていきたいと考えております。

- 7番（加藤信康君） 先ほど工事費の額も出ました。そして、年間の運営費が毎年2,500万円ぐらい赤が出る。すなわち、やはり市民の健康増進に寄与されなければ、この赤字というのはもうどんどん後で重荷になってくる。そういう意味では、まずは市民が使っていただくということを中心に考えていただきたい。18ホールということですから、そんな大きな大会を市外から観光客で団体で呼ぼうといっても、少し無理があります。まずは市民に知っていただいて、高齢者の方、また若い方も含めて使っていただく。

使う中で、打つ人だけのことを考えずに、普通のゴルフ場みたいにギャラリーは来ないでしょうけれども、それは散歩道としてでも使えるように、そして健康増進が図られれば医療費が下がって、それでプラスが出るのですよ。加えて観光客、そこを目当てにしたツアーが来て泊まっていただいてプラスが出るのですよというような計算をしていかないと、この工事費、そして運営費は批判的にされるということを頭に入れて、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

以上で、パークゴルフ関係は終わります。

次に、別府市保育所における保育の実施に関する条例の廃止、事件案件、議第63号です。

今回、子ども・子育て支援新事業を国が進めるということで、今までの保育所における保育の実施に関する条例、これを廃止するということですが、保育の事業の実施に関するその内容については、廃止して、ではその文面はどこに移るのか。新しい基準、またその分が追加されたのかどうか、そこら辺をお知らせください。

- 児童家庭課長（江上克美君） お答えをいたします。

子ども・子育て支援法等の施行に伴いまして、保育の実施に関する内容は、子ども・子

育て支援法施行規則に定められたためでございます。

新しい基準ですが、学校教育法で規定されている教育施設に在学していること、就業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設で職業訓練を受けていること、児童虐待の防止等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律にすることが認められること等が、新しく明記されております。

- 7番(加藤信康君) 今の子どもを育てる環境において景気が悪いですから、多くの保護者、お母さんたちが働きたい。そういう意味でそういう新しい条項が加わったというのはいいことだと思いますし、また世情でしょうね、いろんな子どもに暴力、DV等もやってしまう方々もおる。そういう状況から子どもたちを守る、そういう意味での規定も入ったということで理解できました。

これを廃止して新しい法律のほうに変わっていくということなのでいいのですが、今回新しく議第64、65、66号という条例提案がされています。

まず議第64号です。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることですが、放課後児童クラブはこれまで条例もなく、ガイドラインということでやってきたと思うのですけれども、このガイドラインから条例化されるというその意味合いについてどうお考えでしょうか。

- 児童家庭課長(江上克美君) この意味合いでございますが、新しい次世代育成支援として、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実のため、子育て関連3法が成立いたしました。この子育て3法に基づきまして、認定こども園、幼稚園、保育所と同様に、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図る事業の1つとして、放課後児童健全事業が規正されたためでございます。

- 7番(加藤信康君) それは国の考え方ですね。実際に、だから市がやっていく上で、条例ですから、やっぱり市がしっかり今度は目を届けていかなければならないわけですが、そういう意味で聞いたのですけれども、条例化されるということで、これからこの放課後児童クラブ等の運営規程それから現状、そういうものの情報をやはり市も持つておかなければならないし、そこに行く保護者の方々にも公開をしていく必要が出てくると思うのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

- 児童家庭課長(江上克美君) それにつきましては、今後、条例整備に伴った運営規程の内容を確認しまして、できる限りの情報共有や公開を行っていきたいと考えております。

- 7番(加藤信康君) ちょっと伺います。放課後児童クラブと市の関係というのは、どういうことになるのですか。

- 児童家庭課長(江上克美君) お答えをいたします。

委託契約関係でございます。

- 7番(加藤信康君) 実際、建物も市がつくったり、借りたり、そして保護者なり、そういうクラブに委託をするということですから、施設等を見る必要もありますし、どういう運営がされているか。最終的には子どもがいかに安全にそこで過ごせるかということをやっぴり見守っていかなければなりませんので、これから市役所の、市の役割というのがものすごく強くなってくのではないかなと思うのですけれども、その点についてはどう御認識でしょうか。

- 児童家庭課長(江上克美君) お答えをさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定いたしましたことに伴いまして、設備運営基準を常に向上させるよう努めてまいりたいと考えております。

- 7番(加藤信康君) ぜひお願いします。しっかり、罰則等が設けられるわけではないですけれども、やっぱり条例化した以上は市が目をつけ、ちゃんと見ていくということが大

事だろうと思います。これまで以上の努力をお願いしたいと思います。

それで、議第 65 号です。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

この条例によって簡単に、今は認可外等の事業者というのは、どういうふうになるのか、教えていただきたい。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをいたします。

対象となる事業者は、原則ゼロ歳から 2 歳の児童を保育する事業者で、この事業を行う事業者も新たな次世代育成支援として質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実のため、子育て関連法が成立したことに伴う地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図らなければならなくなりました。

○7 番（加藤信康君） 確認します。要は今回の子ども・子育て支援新事業ができて、その事業に乗られる事業者が、この条例の対象になるという判断でよろしいですね。はい。そういうふうに確認させていただきます。

それで、中にいろいろ事業の型とか当初はお聞きするようにしていましたが、もうこれは結構です。

最後に、最後というか、もう 2 点ほど。今回議第 66 号、これは別府市の保育所、幼稚園等にかかわる部分だと思いますが、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準ということですが、国は、幼稚園と保育所と認定こども園の関連事業を内閣府に一元化した。では市は、この窓口はこれからどうなるのかということをお聞かせください。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをさせていただきます。

今回の事業の趣旨は、幼児期の学校、保育、子ども・子育て支援を総合的に推進することです。議員が言われますとおり、国は、制度ごとにばらばらな推進体制を整備するために、内閣府に子ども・子育て本部が設置されております。市の関係課としましては、幼児期の学校教育は学校教育課、保育は児童家庭課が担当しております。現状は児童家庭課が窓口として、学校教育課と進めておりますが、今後は幼児期の学校教育、保育の申請から認定まで行わなければなりませんので、事務量もふえてまいりますので、関係課とどのような体制がよいか協議していきたいと考えております。

○7 番（加藤信康君） 最後のは認定こども園の分ですね。はい。

それでは最後に、今回この子ども・子育て支援法というのができまして、この間、地方版の子ども・子育て支援、子ども・子育て会議をつくって、そして子ども・子育て支援事業計画を今策定中ということですが、これまでどういう経過で進めてきたのか。そして、これからどういうスケジュールで行くのかを教えてください。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをいたします。

子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づきまして、別府市子ども・子育て会議条例で定め、別府市子ども・子育て支援事業計画を策定していただきました。計画の中には幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援事業に係る事業の見込み、確保の内容及び実施時期などを合議制で方向づけていただくようになっております。平成 25 年 7 月からスタートしまして、本年 6 月に第 6 回を開催し、幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援事業に係る事業の見込み、確保の内容及び実施時期などを審議し、承認していただいております。別府市子ども・子育て支援事業計画は、これからの会議で計画素案を協議していただきまして、年明けには市長答申をお願いしたいと考えております。

○7 番（加藤信康君） ありがとうございます。大体わかりました。今回の子ども・子育て新事業、これについては、国も内閣府の中に仕事を持って行って早急に、かなり早いスピードでつくり上げたみたいです。大体対象は、なかなか保育所に入れない子どもが多いところ、とにかく政令指定都市なり中核市なり、そういうところが対象だなという感じを

受けています。別府市は、保育所も数は当初 11 ありましたが、委託はしていますが、まだ市の持ち物ということですね。いきなり保育所が認定こども園になったり、例えば幼稚園と組んだりとかいうことは起こりえない。現時点から余り、さほど変化はないかなという気はするのですが、ただ民間が対象なのですね。認定こども園を持っている民間、そこがどういう事業を展開していくか、そして無認可保育所がどういう申請をしてくるか。そういう意味では児童家庭課の仕事もかなりふえてくるというふうに思いますので、しっかり関係課との連携をとりながらやっていただきたい。このことをお願いして、終わりたいと思います。

- 15 番（平野文活君） 私は、高齢者の問題でまず先に質疑をさせていただきたいと思います。議第 50 号と議第 67 号、68 号に関連してでございます。その後で子育て問題の関連条例、そういう順序でやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議第 50 号の一般会計補正予算の中にある地域支え合いセンター建設補助金 3,000 万円でございますが、これは補助金ということになると、どこかが建設するのですが、どこが建設をするのでしょうか。場所はどこでしょうか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

どこが建設するのかという御質問でございますが、NPO 法人鼓桜に建設をお願いしております。場所につきましては、莊園町 6 組の 6、石垣原市営住宅の東側の空き地を、今この法人が所有しておりますので、そこに建設するという事で予定しております。

- 15 番（平野文活君） この総建設費は幾らでしょうか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） 補助金と同額程度の 3,000 万円程度で建設を予定していると伺っております。

- 15 番（平野文活君） ということは建設費を全額補助する、そういうことでありますね。国も思い切ったことをするなというふうに思うのですが、どんな事業をするためにこれだけの手厚い補助があるのか、お伺いします。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

少子高齢化の進展によりまして、支援の必要な高齢者に比べ支援する側、働く世代の人口が急激に減少しております。そのような状況で、高齢者がセンターに集い、健康づくりを行うだけでなく、NPO 法人やボランティアなどと協働して地域社会の中で自分たちに何ができるのかを計画段階から加わり、考えることにより、高齢者に生きがいを持って社会参加していただく、こういう取り組みを重点に事業を進めてまいりたいと考えております。多くの高齢者がここのセンターに集い、長年培った知識や経験を生かして、自分たちで何ができるのか、NPO などとともに企画し、第 2、第 3 の人生の生きがいを発見できるような、そういった場所になればというふうに考えております。

- 15 番（平野文活君） 具体的な事業計画というのはあるのでしょうか。

- 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

国から多くの活動事例が示されておまして、その内容を要約しますと、NPO 法人や福祉サービス事業者等との協働による見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、日常生活の支援に資するさまざまな取り組みを行う活動拠点となることなどが想定されております。これは、地域包括ケアの実現に向けまして、より具体的に市町村が取り組めるように平成 25 年度より始まった国の助成事業でありまして、別府市では、この地域支え合いセンター整備事業の助成制度を使いまして、高齢者などの活動拠点をつくり、有償ボランティアなどと支援を受けたい地域の高齢者との間のコーディネートを行いながら、地域での互助・共助の体制整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

- 15 番（平野文活君） それは国の考え方ということですよ。この鼓桜という NPO 法人

が3,000万円の補助を受けて、ほぼ全額補助を受けて、別府市のこの施設がどういう事業をするのかということはあるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） 3,000万円の補助金を受けて整備する施設でありますので、鼓桜がこれに沿った事業をしないといけないということであります。別府市の計画としては、今申し上げたように、具体的な事例はまだ立てておりません。各NPOと高齢者の方々が結びつく中で、さまざまな取り組みが生まれてくるというふうに考えております。

○15番（平野文活君） 具体的な事業計画はこれからつくるとのことのようでございますが、非常に気前のいい補助金だなというふうに率直に思います。どういふふうなことになるのか、見守っていききたいなというふうに思っております。

続いて議第67号、68号に関連したものでございますが、大体この条例というのは、そもそもどういふ趣旨の条例というふうに位置づけたらいいのですかね。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

平成25年6月7日に成立し、同月14日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法によりまして、介護保険法の一部が改正され、厚生労働省令で定めることとしていた介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準等について市町村の条例で定めることとされましたので、今回条例案を提出することになりました。

この基準につきましては、国の基準により従うべき基準と参酌すべき基準があり、今回の条例のほとんどは、国の基準と同じようになっております。

○15番（平野文活君） これまで国で定めていた、省令で定めていたものを市の条例にする、そういう趣旨でございます。非常に長い条例案であります、かなりじっくり読ませていただいたのですが、私もこれまで繰り返し介護保険制度の、今回はいうなら改革ということで言われておりますが、特に要支援1、2の方々を保険給付の対象から外してこの支援事業のほうに移す、そういうことで非常に大きな問題があるなというふうに感じておりますが、そのケアプランなどをつくる中心が包括支援センターですよ。そういう包括支援センターを中心に今後どういふふうなこの総合事業を進めていくかということが、この条例の中でいろいろと書かれてあるというふうに思います。

そこで、先ほどの一般会計のものとも関連があるのですが、いろんなサービスを、つまり今、要支援1、2の方々は、介護保険の前の法律に基づいて認定を受けて、高い保険料をずっと払うかわりといいますか、払ってきたということで、いざとなったら介護のサービスを受けられますよということで認定を受けて介護サービスを受けてきた人たちですよ。その人たちが、介護保険給付から外されますということで、非常に不安が広がっております。そういう受け皿にこの条例が本当になっているかどうかということが、実践的には問われるというふうに思うのですが、ざっと読んでみて、いろんなサービスを提供することが書かれてあるのですが、1年、2年そういうサービスをやりながら、自立に向けてそういう方向での成果を上げなさいと、そして、できるならばボランティアのサービスに移しなさい。大体そういう方向のことが、この条例には書かれてあるのです。ですから、さっきのボランティアセンターというのができるという話ですが、本来専門家、ヘルパーさんとか作業療法士とか、そういう専門的な資格を持った方々が本当に適切なサービスをしてこそ、私は自立に向けた改善ができるのではないと思うのですが、本来そういう方々がやるべきサービスが、ボランティアに取ってかわられる危険がないのかということを、ざっと読んでみて非常に感じております。

条例を1つ1つするには非常に時間もかかりますので、これは一般質問でさせていただきたいというふうに思います。

以上で、この3つの議案については終わります。

次に、子ども・子育ての関連でございます。

まず、議第 63 号についてであります。

これは、別府市保育所における保育の実施に関する条例の廃止について、条例を廃止しますというものであります。これが廃止をされたら、どの条例に基づいてこの保育がされるのかという率直な疑問を持ちました。いかがでしょうか。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをいたします。

条例を廃止した部分につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、保育の実施に関する内容は、子ども・子育て支援法施行規則に定められたためでございます。

○15 番（平野文活君） 市の条例はなくなるが、法律ができたので、その法律に基づいて保育がされる、今そういう答弁でしたね。

この保育の実施に関する条例というのは非常に短い条例で、つまりこれこれ、これこれの事情のある御家庭のお子さんは、保育所でどの保育ができますよという、そういう条例ですね。では、その保育所の運営、その他、入所手続とかその他、何で規定されておるかというといったら、市長が定める規則によって今は運営をされている、こういう関係になっているようですね。その規則というのは、この廃止される条例に基づいてつくられているのですよ。この廃止される条例の第 3 条で、必要な事項は市長が別に定めるというふうになっていまして、その第 3 条に基づいて規則がつくられている、そういう関係になるのですね。もともになる条例は廃止される。その廃止される条例に基づいて開いた規則というのは、どうなるのかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをいたします。

今、議員さんが言われました 3 条の、必要な事項は市長が別に定めるという部分につきましては、先ほど言いました子ども・子育て支援法施行規則の中の第 10 条に、「各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして、市町村が認める事由に該当すること」という条文が 1 つ加わっております。

それと、規則を廃止するのかという部分でございますが、この条例を廃止しますので、この条例に伴う施行規則は廃止させていただいて、それにかわる新しい規則を今作成しております。

○15 番（平野文活君） それは、どういうことになりますか。この議決は、24 日に議決されるのですよね。24 日には、この保育所における保育の実施に関する条例というのはなくなるのですよね。そして、それに基づく規則もなくなるのですか。今、新しいのを準備中だ、法律に基づく新しいのを準備中だと言いましたが、空白期間が生まれるのではないですか。どうなのですかね。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをいたします。

この廃止の条例の施行日が、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日となっておりますので、基本的には、施行日が平成 27 年 4 月 1 日ですので、それ、3 月 31 日と考えております。

○15 番（平野文活君） 今何ですか、廃止の条例の施行日が 4 月 1 日、3 月 31 日までは生きている、そういう意味ですね。はい、はい。

私は、ちょっとやっぱり順序が違うのではないかなと。いずれ廃止するのに取ってかわるものは、できれば廃止をしてもいいと思うのですが、まず廃止条例というふういきなり出てくる。これはこの問題にこだわるわけではありませんが、率直にそういう感じを受けました。

それでは中心問題ですが、議第 66 号の問題についてお伺いします。

これまでは、保育というのは保育所でしてきた。先ほど廃止されるという条例で、これ

これこういう事情のお子さんは保育所で保育しますよという条例があるわけです。もう単純明快、保育は保育所、そういうふうになってきたわけです、それが公立であれ民間であれ。ところが、この議第 66 号の条例を何回も読むのだけれども、よくわからぬ。理解が難しい。

それで、特定教育・保育施設とは何ですか。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをいたします。

特定教育・保育という部分につきましては、今回の新制度に子ども・子育て支援法に伴いまして、施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設が、特定教育・保育……（「具体的に説明していいから」と呼ぶ者あり）具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所となっております。

○15 番（平野文活君） つまり、これまでは保育は保育所というふうに単純明快であったが、これからは3つの種類の施設でやるのですよということですね。

そこで、保育園と幼稚園は、まあ、わかりますわね。認定こども園というのは何でしょう、どういうものでしょう。そのほかに、この条例の第 15 条には、「幼保連携型認定こども園」という言葉まで出ているのだけれども、ただの「認定こども園」と「幼保連携型認定こども園」というのは違うのですかね。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをいたします。

認定こども園ということは、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設でございます。幼保連携型認定こども園でございますが、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設であります。

○15 番（平野文活君） それは、別府市に現にあるのですか、そのこども園と幼保連携型というのは。

○児童家庭課長（江上克美君） 現在、認定こども園は3園ございます。幼保連携型は、今度新しい制度でございますので、4月以降になろうかと思います。

○15 番（平野文活君） 国が出したパンフレットなんかを見ると、とにかく幼稚園と保育園というふうに分けてきたけれども、今後は認定こども園を国は推進します、ぜひその方向に進んでくださいみたいなPRがされておりますね。ですから、あれですか、今後、今ある保育所とか幼稚園は、認定こども園というのになるのですか。

○児童家庭課長（江上克美君） ある程度制度が示されておりまして、事業者もその利用者、公定価格等がある程度決定しておりまして、試算した結果で、平成 27 年度以降幼保認定こども園になるのか幼保連携型になるのか、今整理、意向調査をして、9月中にはその方向性がある程度決まるのではないかと考えております。

○15 番（平野文活君） とにかく、非常に複雑になりますね。今、保育所に預けている保護者の皆さんは、何が変わるのかな、どうしたらいいのかなという、非常に不安があるのではないかなというふうに思います。私は文章の読解力が不足しているのか知らぬけれども、何回読んでもこの条例、よく理解できないのですよね。

続いて、特定地域型保育事業者というのはどういうものですかね。第 37 条に、「特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては」というようなことで書いていますが、この特定地域型保育事業とは何か、家庭的保育事業とは何か、教えてください。

○児童家庭課長（江上克美君） お答えをいたします。

特定地域型保育事業というものにつきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業のことを言います。

○15 番（平野文活君） 今の説明を聞いても、よくわからないのですね。これを真剣に読んで、家庭的保育事業という項目の中に、小規模保育事業A型、B型、C型、居宅訪問型保育事業とかいうのが出てきましてね。これはどういうものですか。さっきの説明では、2歳未満を専門にというのかな、そういう保育所が新たにできるというような意味合いに受

け取ったのですが、そういうことでいいのでしょうか。

○児童家庭課長（江上克美君） はい、原則はそのとおりでございます。

○15番（平野文活君） いわゆるゼロ歳を含めた乳幼児の保育というのは、今はどうなっていますかね。ほとんどの認可保育園でやっているのではないのでしょうか。そこに何か支障が、専門の小規模の保育所をつくりなさいというふうに国は誘導しているのですか。

○児童家庭課長（江上克美君） 誘導しているわけではございませんで、保育の質の向上という形で、小規模の部分も施設型給付を受けることができるという形で法は定められています。

○15番（平野文活君） とにかく単純明快、保育は保育所だったのが、認定こども園を含めた3つの種類の施設に分かれる。それはどういう種類の施設に自分の施設をするかは、事業者が今、9月末までに決めて届けなさい。3つできる。さらに家庭的事業所何とか言って小規模のものが3つできる、3つの種類のものができる、こういうことですね。一層複雑になるなというふうに思うね。

そこで、そういうふうに振り分けられるというのか、あるいは保護者がいろんな種類の、6種類も7種類もある施設の中から、私の子どもはどこに預けようかというふうを選択するということになるのでしょうか。非常にこれはわかりにくいというか、困るのではないかなと率直に思います。

そこで、第5条に利用の申し込みを行った支給認定保護者とかいう言葉が出てくるのです。申し込みを行うというのは、誰がどこに申し込みを行うのか。支給認定保護者とは何か。説明してください。

○児童家庭課長（江上克美君） 幼稚園を利用する場合は、保護者の方が幼稚園を通じて利用の申請を市にいたします。保育所につきましては、市町村に申請をいたします。

○15番（平野文活君） 幼稚園は、今はどうなっているのですか。どこに申請するのですか。

○児童家庭課長（江上克美君） 多分、幼稚園を通じてだと思います。

○15番（平野文活君） 市にするのではないのですか、保育園も幼稚園も。今は市にするのだと思いますよ。

認定というのは何ですかね。

○児童家庭課長（江上克美君） 子ども・子育て支援法の中で、3歳以上の小学校就学前の子どもが1号となります。そして、3歳以上の小学校就学前の子どもで保育の必要がある方を2号と言います。3歳未満の小学校就学前の子どもが3号と言います。その1号、2号、3号を定めるのが認定でございます。

○15番（平野文活君） これまた非常に、何でそんなことをするのかと率直に思うのですよ。今は保育所に入れたい、入らないと自分が困る、仕事上。そういう人たちは市役所に申し込んで、どこどこ保育所が空いていますからとかになりますよね。今度は認定を受けなければいかぬ。認定は誰がするのですか。

○児童家庭課長（江上克美君） 市が認定をいたします。

○15番（平野文活君） 市が、あなたは1号です、2号です、3号ですというふうに認定をされて、いうなら、今の介護保険みたいなことになるのかなという思いがあります。あなたは入れませんというような判定というか、認定を受ける場合もあるのでしょうか。

○児童家庭課長（江上克美君） 先ほどの保育の基準に該当しなければ、入れないという形はあろうかと思います。

○15番（平野文活君） はい、わかりました。また実際にはいろんな問題が起こってくるなと思いますね。

それから第8条で、支給認定の有効期限及び保育必要量という言葉が出てくるのです。有効期限があるのですね、この認定には。そして、あなたは何時間なら保育を受けられま

すよという、この必要量がまたあるのですね。そういう理解でいいのでしょうか。

○児童家庭課長（江上克美君） そのとおりでございます。

○15番（平野文活君） では、有効期間が過ぎたら保育は受けられなくなるということになるのか。あるいは短時間しか必要量が認められなかった人は、いろんな事情があって迎えに行く時間がおくれたら延長保育という別料金を取られることになるのか。ちょっといろんな問題が起こってくるかなというふうに思っております。

保育料や利用料はどうなるかということをお聞きします。いろいろ読んで、第13条にこういうことを書いています。教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価、基準額との差額を保護者から受け取ることができるというふうな言葉が出てくるのだけれども、今は保育料というのは、所得によって、あるいは第1子か第2子かとかいうことによって決まっていますよね、市が決めていると思うのですが。今後はそれ以上の保育所なり幼稚園なり認定こども園なりが、自分のところはこんなサービスというか、こんなことをやりますよ。それに応じて単価が、単価というか保育料が違ふということになるのでしょうか。

○児童家庭課長（江上克美君） 単価は基準に基づきますので、変わりません。

○15番（平野文活君） その基準単価に上乘せが可能か、こういうことを聞いておるわけです。

○児童家庭課長（江上克美君） それは、上乘せ徴収という部分につきましては、例えば文具代、制服代、遠足代、行事参加代、給食代、食料費、通園バス代などが該当されると思いますが、これらの徴収に当たっては、上乘せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となるというふうに「Q&A」にも書いておりますので、そういう方向で対応させていただきます。

○15番（平野文活君） そうすると、それは各施設にお任せということになりますか。

○児童家庭課長（江上克美君） 今御説明しましたように、中身につきましては、例えば文具代、制服代、遠足代、行事参加代、給食代、食材費、通園バスなどがございまして、園でそれぞれ内容が変わると思いますので、変わる可能性はあると考えております。

○15番（平野文活君） そうすると、いろんな種類の保育所と言っているのか、施設ができる、サービスもいろいろと違う。いわゆる保育料も上乘せができるということになりますと、この別府市のさまざまな施設の中でいろんな格差が生まれてくるのではないかなということも危惧をしております。

さらに、第29条、31条、34条に、調理員は置かなくてよい、外部からの給食でよいというようなことが書かれてあるのですが、そういうことでいいのでしょうか。

○児童家庭課長（江上克美君） これは、議第66号でしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

○15番（平野文活君） そういう意味のことが書かれてあります。

議第65号に行きます。家庭的保育事業の基準を定める条例。

今、ゼロ歳から2歳未満という乳幼児を対象にした専門のこういう小規模事業所、施設というのは、ないですね。ありますか。

○児童家庭課長（江上克美君） 認可外が、それだと考えております。

○15番（平野文活君） それは違いますよ。認可外ではなくて、そういう乳幼児だけとかいう認可外ではありませんよ。

そういう、いうなら新しい施設ができる、つくってよいということになるわけですね。今おっしゃったように、今認可外の保育園でこっちのほうに行こうという施設も、それはあらわれるかもしれませんが、まだ今の時点でははっきりはしていないわけです。もしこういう乳幼児対象の小規模保育所で私のところは行こうというふうになった場合は、A型、B型、C型という3つがありまして、A型のところは全員保育士の資格を持った人が、従

業員が必要です、しかしB型、C型の人は保育士でなくてもいいです、無資格の人でもいいですと。研修が必要とかそういうことは書いていますがね。というふうに書いてありますが、そういう理解でいいのですか。

○児童家庭課長（江上克美君） 基本的には、その考えでいいかと考えております。

○15番（平野文活君） 私は、この市の条例はよくないというふうに思うのです。どんなに小さい規模であろうと、とりわけ乳幼児をお世話する保育士さんは、やっぱりきちんとした資格を持った人がやるべきだ、条例をつくることから無資格でいいですよというようなことは、よくないというふうに思います。百歩譲って、出発時点ではそういうこともあり得るかもしれませんが、少なくとも3年か5年の経過措置をとる中で、全員が保育士資格をとるというふうなことを条例の中にも書き込むべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（江上克美君） これにつきましては、この条例、別府市独自でつくったわけではございません。国の基準に基づいてつくっております。全国的に統一な基準だと考えております。

それで、小規模保育事業につきましては、A、B、Cの資格等はございますが、これにつきましては、地域における多様な保育ニーズをきめ細かく対応するためにこういうふうな分けが、法の中で国が定めていると考えておりますので、保護者がその中で考えていくのではないかと考えております。

○15番（平野文活君） 別府市は、条例をつくる際に国の言うとおりにしましたと威張って言えることではないのです。別府市の条例なのです。あちこちの条例案を見ても、国の基準をさらに上回る、この保育士の資格問題にしても給食の問題にしても、それこそより質の高い保育ができるように、市の条例をつくることから国以上の基準で条例をつくっているところがあります。ですから、国の言うとおりにしましたと威張って言えることではないのです。

そういういろんな問題がある条例だということを指摘して、終わります。

○12番（猿渡久子君） 私は、水道局の関係で質疑をしてみたいです。

まず、議第57号平成25年度の水道事業会計決算についてから質疑をしてみたいです。よろしくお願いします。

水道事業というのは、原水を確保して、それをきれいに飲めるように浄化をして浄水をつくって、それを配っていくわけですが、配水管を通じて。365日24時間切れ目なく私たちは当たり前のように水を使っているわけですが、それをしっかり供給していくというのは、大変なことだと思います。そのためには大規模な施設も必要ですし、建設をしたり更新をしたりということが必要になってくるわけで、大変な経費、資金が必要となってくるわけです。そのときに一般的に考えると、企業でいうと借金をして賄う部分が大きいかなと思うのですが、その点のところ、この水道会計でどうなっているかということなのですが、これは決算書の2ページにある部分なのですが、ちょっと確認のために答弁いただきたいのですが、平成25年度の建設改良費と企業債の償還金、そして平成25年度の企業債収入について、まず御答弁ください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成25年度建設改良費につきましては10億1,673万3,356円、企業債償還金につきましては3億158万7,356円となっております。合わせまして13億1,832万712円となります。そして、企業債収入につきましては1億円となっております。

○12番（猿渡久子君） 10億円の事業をして、3億円の借金を返済して、合計で13億円ですね。それに1億円の借金でやりくりができていくということです。ですから、非常に余裕があるといえますか、借金が少なくてやっていけているということだと思うのです。あ

とは1億円の借金以外は、もうお金を持っている、自己財源で賄えるということなのですね。

借金の企業債の借入に占める割合がどうなっているか。13億円の中に企業債の借入の割合というのは、パーセンテージはどうでしょうか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

企業債収入に占める割合は、7.58%となっております。

○12番（猿渡久子君） これは、去年までも平野議員が指摘してきたことなのですから、ここで昨年度のやりとりをしておりますね。平成24年度の決算では、この企業債の占める割合8.5%だったわけです。それが、まだ下がっているのですね。去年も県下で極めて良好ではないかということを平野議員は指摘していますけれども、平成24年度の会計の県下の各市の資料をいただいておりますが、この企業債がどのくらいの割合かといいますと、由布市が42.3%、豊後高田市が39.6%、佐伯市が35.8%、日田市が24.1%、3割、4割を借金で賄っているというところが多い中で、平均をしても13.11%ということです。この数字に間違いはないでしょうか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

間違いございません。

○12番（猿渡久子君） そういう県下の状況の中で7.58%の借金で賄っているということは、非常に少ない借金で多くの事業ができて、それだけ資金がある、経営状態が良好だ、ゆとりがあるということが言えると思うのです。

これも毎年平野議員が指摘してきたことですが、国から毎年出される繰出基準の問題です。平成25年度決算で繰り出し基準、国からこういうものは水道会計で賄わずに一般会計から繰り出していいですよという基準があります。その基準に準じて別府市の一般会計のほうから受け入れた繰出金というのは幾らでしょうか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成25年度決算におきまして、児童手当が405万4,000円、消火栓関連費が1,170万6,374円となっております、合計1,576万374円となっております。

○12番（猿渡久子君） このほかに繰出金の基準に該当するものが、災害対策の経費などがありますね。この部分に関して一般会計から繰り出すべきだということは、私たちはずっと申し上げてきたわけです。

別府市の水道ビジョンの第1期中期経営計画の中で、これ、従来は一、二%しか一般会計から繰り出していなかったのだけれども、だんだんふやしてはきているのだけれども、この目標を20.95%というふうにしているのですけれども、その実績というのはどうなっていますか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成25年度決算におきまして、資本的収入の繰出金比率につきましては、6.31%となっております。

○12番（猿渡久子君） ですから、私たちが指摘をしてきたのは、一般会計から入れられる部分も入れずに水道料に転嫁をしている、市民の水道料に頼り過ぎではないか、そのおかげで市民の水道料金が非常に高くなっているではないかということをやってきたわけです。一般会計から繰り入れられるものは繰り入れて、耐震化などの災害対策、災害への備えにしっかり力を入れていくべきだし、水漏れをなくす対策などにも力を入れていかなければならないではないかということは繰り返し言ってきました、市長の答弁でも、災害対策を重要視するという面では指摘を真摯に受けとめたい、こういう答弁もあっていますので、ぜひやはり災害への備え、水漏れ対策、しっかり進めてもらいたいということを申し上げておきます。

きょう言いたいのは、やはりこういうふうにならなくても水道料金に転嫁をしてきたために、水道料金が高くて市民の負担が重いので、何とか水道料金の引き下げができないかということを繰り返し言ってきました。先ほど言ったように、水道会計は余裕があるではないか、他市に比べてそれほど借金せんで賄っているのではないかという状況ですね。ですから、この利益の一部を市民に還元しなければならないということを、ずっと繰り返し申し上げてきたのです。

平野議員が2年ぐらい前から指摘をしてきたのは、基本料金の問題です。基本料金が、8トンが基本料金でして、それより少なく、幾ら少なく使っても、8トン使う人と同じ金額の基本料金になっているという問題がありますけれども、それで、8トン以下の世帯が何世帯あって何%なのか。8トンも使わない世帯が多いわけです。5トンまでの世帯というのは、平成25年度で何軒あって何%なのか、その点を御答弁ください。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

8立方メートル以下の世帯は、平成25年度末で1万4,636軒、率にして34.9%、そのうち5立方メートルまでの世帯は、平成25年度末で9,293軒の、率にして22.2%というふうになっています。

○12番（猿渡久子君） この問題を去年もおとしも平野議員が質問して、答弁をいただいています。5トンまでの世帯というのは、平成23年度決算で言うとも14%、平成24年度決算で言うとも17.2%で、平成25年度が今答弁ありました22.2%、年々ふえています。というのは、市民が節水をしているということだと思ふのです。今は本当に生活が大変になっている中で、市民が一生懸命節水をしているけれども、どんなに節水をして、今8トンまでが2カ月で1,994円ということなのです。消費税が8%に上がって、その消費税分が上がっているわけですが、8トン使う人と、8トンまでの人と同じ金額、3トンしか使わなくても、2トンしか使わなくても1,994円を払わなければならない。水道料金の面では節約にならないというのが実態です。

ですから、その基本料金の設定を8トンではなくて、5トン以下の人は安い基本料金にするということが必要ではないですかということを繰り返し申し上げてきて、それに対して検討が必要だ、検討していかなければならないという答弁を、去年もおとしもいただいています。なぜここを私が強調するかといいますと、私たち、今日本共産党市議団として市民アンケートを皆さん方をお願いをしております。そして、きのうまでに732通の返信をいただいております。返信用封筒をつけて返信をいただくわけですが、**「アベノミクスによって生活がよくなりましたか。どうなりましたか」**という問いに対して、**「苦しくなった」**という方が52.5%いらっしゃるのです。**「変わらない」**という方が41%。これ、途中の集計ですが、それで、本当に切実な声がたくさんありまして、**「最低賃金が安過ぎる」**とか、**「家賃を払ったら、もうぎりぎりの生活で、クーラーも我慢している」**とか、**「消費税は困る。食費が高くなって、三度の飯を2度に減らしている」**、こういう声もあるのです。でも、年金は下がるし、いろんな負担はふえるということで、私は一般質問でも何度も、こういう中で別府市としてできることはないのかということをずっと言ってきたのですけれども、水道料金の基本料金の部分は何とか検討せんといかんということを言っているわけですから、これはやろうと思えばできないことはないと思うのです。低所得者の方々、ひとり暮らしの方々が多い中で、節水をすれば水道料金も節約できるというふうにすべきだと思いますが、市当局、水道企業管理者はどうでしょうか。

○水道企業管理者（永井正之君） お答えをいたします。

まず、現状の水道料金が高いという御指摘でございます。私も自宅で払っていますので、決して安いとは思いません。しかし、客観的に見ますと、県内で10立方メートル当たりで見ると上から9番目、要するに下位のほうになっています。また、全国平均から見ても

平均をかなり下回っておるということで、決して客観的には高くないということが言えるのかなと思っています。

それから、5立方メートルに基本料金をして全体を下げるべきではないかなという御指摘でございます。

昨年もお答えをさせていただきました。その後、私はちょうど昨年着任したものですから、9月議会、平野議員さんから御指摘があった後に、すぐシミュレーションをやるようにいたしました。どういう形になるのかな、できないのかな、できるのかなとシミュレーションをいたしました。結果、大体5,000万円ぐらいの減収になります。その基本料金部分だけを当たりますと、8トンから5トンに落としますと、5,000万円に。では、その5,000万円をどう回収できるか。福祉還付がございます。これが2,900万円ぐらい年間で還付をさせていただいてございます。差し引きして2,100万円の、うちのほうは赤字になります。その中でことしの予算もそうなのですが、順調にいつているというふうにお思いでしょうけれども、事業費は15.9%減額をさせていただいて、今本当に限られた財源の中で必要な事業を進めています。今後ともこれを動かすためには、今の料金体系を、これをあたるというのは、なかなか厳しいのかな。もう少し今の料金体系をしっかりと維持をさせていただきながら健全化を進めて、来るべきとき、また料金改定の時期にその問題をしっかりと踏まえて解決をさせていただきたい、そういうふうに思っております。

- 12番（猿渡久子君） 他市に比べて高くない云々言いますが、生活実感なのは、私が言いたいのは。市民の暮らしは大変です。低所得者が多いです、別府は。その中でそういう声が切実だということにしっかり応えていただきたい。できるだけ早くその見直しをしていただきたい。できれば来年度からでも見直しをしていただきたいということを強く申し上げておきます。

議第56号水道事業会計補正予算ですけれども、朝見浄水場の運転管理業務委託の債務負担行為の件です。

民間に委託をするということなのですから、朝見浄水場のどういう仕事をしているのか、どういう仕事の部分を委託しようとしているのか、答弁ください。

- 水道局工務課長（帆足 淳君） お答えいたします。

朝見浄水場の全体の業務でございますが、まず交代制職員9名が2人1組で行っています業務といたしまして、24時間365日大分川ダムから取水しています原水を必要な量を調節して取水し、その水質に見合った量の薬品を注入し、ろ過量を決めて浄水処理や浄水過程で発生した洗浄排水や汚泥等の排水・廃泥処理業務、そして市内各所に点在する浄水場、ポンプ場、配水池を常時遠方監視装置で監視し、操作が必要なケースでは、朝見浄水場から遠隔操作を行う業務となっております。

次に、水質担当として職員2名が行っている業務ですが、浄水場の水質検査や市内の配水管末端の水質検査、お客様からの水質の相談などを行っております。

また、県営別府発電所との連絡調整や乙原ダム及び鮎返ダムの管理運営などの業務が、朝見浄水場の全体の業務で、職員数は、同地を含めまして13名となっております。

今回、この業務のうち委託を行おうとする業務につきましては、交代制職員9名が行っております業務で、原水から浄水をつくるまでの業務と、浄水の過程で発生しました汚泥等の排水・廃泥処理業務、そして市内各所に点在する施設の監視業務を予定いたしております。

- 12番（猿渡久子君） 大分市や宇佐市でも水道局が委託をしている部分があるというふう聞いていますけれども、やはり今説明がありましたように、原水から浄水をつくるというような根本的な心臓部ですよね。ほとんどの、多くの市民にこの朝見浄水場から水を送っているわけですよね。そういう本当に大事な中枢の仕事、心臓部の仕事を民間に委

託していいのかということをおもうわけです。それで本当に水の安全を守れるのか、また緊急時、災害時などにしっかりした対応が、ライフラインの確保ができるのか。技術の継承をしっかり水道局の職員としてやっていかないと、委託した業者への指導や監督も行き届かないのではないか、徹底しないのではないかというふうなことを思うわけですが、その点はどうか。

○水道企業管理者（永井正之君） お答えをいたします。

今議会提案をさせていただいてございます朝見浄水場の運転管理業務の委託につきましては、昨年来より約1年をかけまして内部で協議を重ねてまいりました。その一番の問題点というのは、今、議員から御指摘いただいた水の安心・安全をどう担保するのかということでございます。ところが、議員さんも今さらっと流されましたけれども、県内では大分市、宇佐市がもう委託をしています。つまり全国的にも委託業者というのが、もう技術が大変向上しております。私ども、今委託業者選定のための作業を行っておりますけれども、可決をいただければ本作業に入っていきますが、大変厳しい条件を出します。ですから、今以上に安心・安全は担保できるのかなと思っています。

それから、技術の継承なのですけれども、監視業務の技術の継承というのは、当然民間のほうにお任せをしながら、指導監督をする職員を残していくわけなのですけれども、別府市には幸いすばらしい技術力を持った職員がたくさんおります。これはずっと継承されていきますので、何らその点について心配は、私どもはしていません。

今回、合理化の1つの方策として、この委託を提案させていただいてございます。今後ともたゆまぬ努力をしていかないと水道事業というのは成り立っていきませんので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○12番（猿渡久子君） 技術系職員の安易な削減はすべきでないということを強く申し上げて、次の議第71号の問題ですが、温泉給水への水道料金、多くのところが半額になるという説明が先ほどありましたけれども、平均したら幾らぐらいの減額になるのか。また、その周知はどのようにしていくのか、あわせて御答弁ください。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

まず、温泉給水は全部で94件でございます。そのうち区営地区営の温泉給水が81件となっておりまして、今回この81件が対象になる予定でございます。

また、平均の値下げ額でございますが、使用水量の多寡によって若干の違いはありますが、年間で1件当たりの減額は、平均で7万2,453円を見込んでいます。

また、周知の方法ということでございます。それにつきましては、今議会で可決をしていただきましたら、まず市報、ホームページに掲載し周知をいたしたいというふうに考えています。また、対象者を含む市全体の温泉組合等に文書等で通知をいたしましてお知らせをし、今回の改正内容の説明を丁寧に行っていきたいというふうに考えています。

○12番（猿渡久子君） これは長年の懸案で、本当に多くの議員さんから求められてきた共同温泉への支援ですし、関係者の方にお聞きしましても、本当にありがたいという声が上がっております。井戸水を使っているところもありますけれども、やはり水道水を使っているところも、本当に助かるということで、別府独自の温泉文化を守るという点で本当に感謝をしたいということを申し上げて、私の質疑を終わります。

○24番（泉 武弘君） 市長、この議案質疑の中で、市長部局と水道事業会計との乖離点がいろいろ議論されているのですね。市長は提案理由の中で、パークゴルフ場がおくれたことは大変申しわけない、こう言いました。昨年の9月13日の一般質問で、私は当時の友永副市長に対して、そういう取り組みで実際にオープンできるのか、こういうことを具体的ににお聞きしました。それで、最後に私はこういうふうに言っているのです。親方日の丸、井勘定の見本みたいだ、こう言った。ここに議事録がありますけれども、そのとおりにな

りましたね。やはり今回の当初計画どおりにオープンできなかった。これはゆゆしき事態だと思います。

しかしながら、今回この合意を飲まなければ、いつになったらオープンできるのかという現実的な問題があるのです。議員の皆さんがどういう選択をするか知りませんが、私もこのパークゴルフ場に賛成した一人の議員ですから、今回オープンできなかったという責任は、大変私も実は感じています。しかし、それ以上に、やっぱり執行部は甘く見ていたのではないかな、本当にこのオープンとか営業活動について甘く見ていた、こういう厳しい指摘をしておきたいと思いますので、3月にまたオープンができないというようなことにならないように、万全を期してほしい、このことを注文つけておきます。

さて、水道事業に移ります。

水道局は、かつてお互いに敵対視していた団体なのです。かなり厳しい議論もしました。今や応援団に変わりつつあると言っているのではないのでしょうか。なぜかといいますと、今回バイナリー発電に事業用水を売却する。このことで区営温泉の水道料金が下がるというのが副産物なのですね。一番僕が大きく評価しているのは、地下水の取水によって温泉資源の枯渇につながらなくて済むということなのです。ここが、今回見落としてはいけない最大の効果なのです。そういう面から見ましたら、水道事業はよくやっている。本当に評価できると思います。

それから、朝見浄水場の民間委託の問題です。水道企業管理者の努力もさることながら、組合がよくぞ同意したな。組合に対しても、僕は敬意を表したいと思います。やはり企業会計というのはかくあるべきだということを思っていますし、水道事業は、改革に向けて大きくかじを切った、このように評価していますので、このことを最初に申し上げて、何点かだけお聞きしておきます。

さて、一番肝心の施設整備です。地震に対する、地震対策のための施設整備の状況、これについて現在どういう状況まで来ているのか。時間が下がっていますので、これから簡単に説明してくれませんか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成25年度末におきます各施設の耐震化率で、主なものといたしまして浄水施設、これが22.4%となっております。配水池の耐震化率が39.5%、配水管本管が19.4%となっております。

○24番（泉 武弘君） そこで、東南海地震の発生確率が、連動型で70%を超えています。これは一刻の猶予もできない、持てないなという状況になっていますが、今後この耐震化をどのような計画で進めようとしているのか、この機会に説明をしてください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

計画につきましては、平成26年度から29年度までの4カ年となりますが、事業費といたしまして14億2,522万円の耐震化事業の計画を立てております。その結果、平成29年度末での見込みの施設の耐震化率につきましては、主なものといたしまして、浄水施設99%、配水池耐震化率49.7%、配水本管21.0%と見込んでおります。

○24番（泉 武弘君） そこで給水収益ですね、それから純利益を見ますと、かなりの落ち込みなのです。かなり落ち込んでいますね。それで、平成9年度に料金を大幅改定しました。ということは平成10年度決算で出てくるのですけれども、平成10年度決算と平成25年度決算ではどのくらい数字が動いていますか。説明してください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

まず、水道収入が主な給水収益につきましては、平成10年度と比較いたしまして、5億8,889万9,553円の減となっております。年平均といたしまして3,926万円の減となっております。また、純利益につきましては、平成10年度と比較いたしますと、4億6,293

万 9,000 円の減となっております。

○ 24 番（泉 武弘君） そこでお尋ねしますが、市民の皆さんは、水道料金を値下げしてほしいという声があります、また、中には水道料金の値下げができるというふうに言っている方もいますけれども、県下の水道料金、また類似団体を調べました。こうなると思うのです。10 トンで別府市は 1,274 円、県下の水道料金から見ますと 9 番目ということです。20 トンを見ますと、10 番目で 2,794 円、非常に低いところに実は位置しているのです。それで全国を見ますと、1,274 円、20 トンで 2794 円、全国平均よりも水道料金は低いというふうに、私がインターネットでプリントアウトして持っていますが、こういう数字になるというのは間違いありませんか。

○ 水道局管理課長（三枝清秀君） 全国の水道料金の平均につきましては、全国平均で 10 立方メートルは 1,490 円で、20 立方メートルにつきましては 3,109 円となっております。

○ 24 番（泉 武弘君） いや、だから、別府市は全国平均に比べて、かなり低いところに位置しているのではないですかというふうにお聞きしている。

○ 水道局管理課長（三枝清秀君） 全国平均よりも低い水準となっております。

○ 24 番（泉 武弘君） これが最後の質疑になりますけれども、問題は、いわゆる管路整備等の将来水道事業を進める上で非常に体質的に維持していかなければいけない漏水管とか、こういう施設整備に今金をつぎ込むのか、またはそういう金を料金の値下げに持ち込むのかという、この 2 つの選択があると思うのです。これは、誰も水道料金を値下げすると言ったら、これは拍手だと思うのですが、将来的に水道事業としてどちらが企業会計として存続できるかという視点から見ていきますと、やはり一考せざるを得ない。ここらの問題について、水道企業管理者はどういう見解を持っていますか。お聞かせください。

○ 水道企業管理者（永井正之君） お答えをいたします。

今、議員がおっしゃったように、今ある財源を値下げに回すのか、もしくは持続可能な水道事業のための将来の投資へ回すのかという選択になろうかなと思うのです。値下げをすることは不可能ではありません。しかし、値下げをすれば、先ほど耐震化の率のお話をさせていただきましたけれども、必要な事業が先送りになります。先送りになればどういことが起こるかという、いつかどこかで多くの問題が一気に生じてくる。私は、今の料金体系をしっかりと確保させていただきながら、将来に禍根を残さないような事業運営を図っていきたいというふうに思っております。

○ 24 番（泉 武弘君） 水道企業管理者、これは忘れないでくださいね、今、市長部局のほうで公共施設の改修改築費の財源確保に四苦八苦しているのですね。今議会で財源として積み立てをやっていますけれども、これ、年次計画でやらなかったツケが今回ってきているのです。そういうことを水道事業ではやってほしくないのです。

私は防災士ですが、3 年で防災講演をした方が 3,200 名ぐらいにもう達している。その中で別府市の水道管の耐震化率はどうなのですか、地震のとき耐え得るのですかという質問をよくいただくのです。やはり水道事業というのは、将来を見越して、市民生活に影響が出ないような耐震化というのは、計画的に財源を張りつけてやるべきだということを指摘して、質問を終わります。

○ 議長（吉富英三郎君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、あす 9 月 12 日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時17分 散会

